

畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱

	平成15年10月1日付け15農畜機第48号-2
一部改正	平成24年3月21日付け23農畜機第4842号
一部改正	平成29年2月7日付け28農畜機第5335号
一部改正	平成30年12月28日付け30農畜機第5296号
一部改正	令和2年3月26日付け元農畜機第7896号
一部改正	令和3年3月24日付け2農畜機第6972号

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第1条に規定する事業（以下「畜産業振興事業」という。）の円滑な実施を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）第253条第1項第2号の規定及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める畜産業振興事業の実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）に基づき、その業務の一部をこの要綱に定めるところにより都道府県に委託するものとする。

第2 委託業務

委託する業務は、次に掲げる業務とする。

- 1 畜産業振興事業の適正かつ円滑な実施のための指導監督
- 2 畜産業振興事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、事業実施要綱に基づき都道府県知事を経由して理事長に提出する次に掲げる書類の確認及び理事長への送付
 - (1) 事業実施承認申請書
 - (2) 補助金交付申請書（利子補給金請求書を含む。）
 - (3) 変更承認申請書
 - (4) 事業不完了等報告書
 - (5) 事業遂行状況報告書
 - (6) 補助金概算払請求書
 - (7) 事業実績報告書
 - (8) 事業実績報告書提出以降において理事長が補助事業者に対し、報告を求めた書類

(9) その他事業実施要綱により都道府県知事を経由して理事長に提出すべきものとされた書類

3 理事長が補助事業者に対する次に掲げる通知の伝達

(1) 2の書類に係る事項その他についての通知

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条（交付決定の取消し）及び第18条（補助金の返還）に係る通知

第3 委託業務の実施

1 都道府県知事は、補助事業者から提出された第2の2に掲げる書類を遅滞なく理事長に送付するものとする。

2 都道府県知事は、理事長から補助事業者に対する第2の3の書類の伝達を、都道府県知事が受領した日から5日以内に行うものとする。

第4 受託承諾書の提出

都道府県知事は、委託業務を受託しようとするときは、別紙様式第1号による承諾書に収支予算書を添えて理事長に提出するものとする。

第5 委託費の支払

理事長は、都道府県知事が第2に掲げる業務を実施するのに必要な経費として、予算の範囲内において別に定める委託費を支払うものとする。

第6 委託費の請求

都道府県知事は、第5の委託費を請求しようとするときは、当該業務の完了した日から1か月以内に別紙様式第2号による畜産業振興事業に係る補助業務委託費実績報告書を理事長に提出するものとする。第7により委託費の概算払を受けた場合も同様とする。

第7 委託費の概算払

1 理事長は、特に必要があると認めるときは都道府県知事に対し、第5の委託費について、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、概算払を受けようとするときには、第4の承諾

書の提出の際、別紙様式第3号による畜産業振興事業に係る補助業務委託費概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第8 委託費の返還

理事長は、都道府県知事の委託費の支払が適当でないと認めるときは、委託費の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることがある。

第9 委託費に係る帳簿及び証拠書類の整備保管

都道府県知事は、委託業務に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は当該業務終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 本要綱の制定に伴い、指定助成対象事業に係る補助業務委託要綱（昭和49年10月11日49畜団第1206号昭和49年10月8日農林省指令49畜A第4351号承認）は廃止するものとする。
- 2 この要綱の制定前の指定助成対象事業に係る補助業務委託要綱による委託については、本要綱による委託とみなす。

附 則（平成24年3月21日付け23農畜機第4842号）

この要綱の改正は、平成24年3月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月7日付け28農畜機第5335号）

この要綱の改正は、平成29年2月8日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年12月28日付け30農畜機第5296号）

この要綱の改正は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（令和2年3月26日付け元農畜機第7896号）

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日付け2農畜機第6972号）

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

承 諾 書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 農畜機第 号をもって依頼があつた畜産業振興事業に係る補助業務の委託については、下記の収支予算書により畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱第 4 の規定に基づき受託します。

記

収支予算書 (年 月 日 ~ 年 月 日)

項 目	区 分	金 額	備 考
収 入	畜産業振興事業に係る補助業務委託費	円	
支 出	(1) 旅 費		
	(2) 印 刷 費		
	(3) 通信運搬費		
	(4) 会 議 費		
	(5) 給料・報酬等		
	(6) 消耗品費		
	計		

注 1 備考の欄には、費目ごとに算出基礎を記入すること。

注 2 給料・報酬等は会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に係るものとする。

別紙様式第2号

畜産業振興事業に係る補助業務委託費実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

都道府県知事 氏 名

畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱第6の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

※なお、併せて補助業務委託費 円の支払を請求します。
(※ 精算額がある場合のみ記載する。)

記

1 収支実績報告書 (年 月 日 ~ 年 月 日)

項 目	区 分	金 額	備 考
収 入	畜産業振興事業に係る補助業務委託費	円	
支 出	(1) 旅 費		
	(2) 印 刷 費		
	(3) 通信運搬費		
	(4) 会 議 費		
	(5) 給料・報酬等		
	(6) 消耗品費		
	計		

注1 支出額を他の支出と按分で計上する場合には、積算を添付すること。

注2 承諾書の収支予算書に記載の旅費の額とその他の経費の額の合計額が、実績においていずれか一方の20%を超える流用があった場合には、その理由書を添付すること。

注3 給料・報酬等は会計年度任用職員に係るものとする。

2 補助業務委託費に係る精算額

承諾書の受託額	実績額	既概算払受領額	精算額
円	円	円	円

振込金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種別 ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義

別紙様式第3号

畜産業振興事業に係る補助業務委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

都道府県知事 氏 名

畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱第7の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

区 分	金 額	備 考
畜産業振興事業に係る補助業務委託費	円	

振込金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種別 ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義